

第5回 自治基本条例をつくる市民会議
テーマ：私たち市民はなにをするべきか？
～市民の責務～

日時：平成20年11月12日（水） 場所：コミュニティセンター3階会議室

第5回市民会議は、全8回の折り返しを過ぎ、後半の初回にあたる市民会議であった。このため、ワークショップの前段に、過去4回の検討結果を振り返った上で今回のテーマについて検討を行った。今回は、自治基本条例の条文を意識した検討を行うため、他地域で制定された自治基本条例の「市民の定義、市民の権利・責務」に関連する条文を確認した上で、小諸市版では、どの部分を強調するべきか、何に注意して作成していくべきか等について意見交換をした。

検討は、参加者の意見の出しやすさを考慮して、2つのグループに分かれて行われたが、検討自体は、同じ手順・同じ内容で進められたため、まとめは本資料1つに統合している。



ワークショップでは、時間が足りなくなるほど、活発に意見が交換されました。

1. 市民の定義

自治基本条例によって小諸市における自治のあり方を定めるにあたって、自治の担い手である「市民」の定義を整理する必要があることから、条例を策定する場合の市民の範囲について検討を行った。

ワークショップで出た意見

<市民の区別が必要>

- 小諸市に何らかの関係がある人を市民と捉えるべきであるが、関与のレベルによって何らかの区別をするべきだ。例えば、住民票がある人は市民、住民票はないが、小諸市に勤めている人は准市民のように定義するのが良いのではないか。

<条例の直接の対象となる市民>

- まず、条例の直接の対象となる市民を考えるべきである。納税の義務がある、住民票があるなど明確な基準により「市民」と定義づける必要がある。

<広義の市民>

- 小諸市から何らかのサービスを受けるなど利害関係がある人、何らかの影響を受ける人を市民と考えるべきではないか。幅広く市民を捉えた方がよい。ただし、広報など周知活動は難しい。
- 小諸市内に居住している外国人、市内で就業・就学している人、病院や施設の利用者、観光客や別荘利用者などの滞在者などは、広義の市民として捉えるべき。広義の市民（小諸に生をなしているもの）には、狭義の市民と同じ権利・責務を求めることはできないが、小諸市のルールを尊重することなど、ゆるやかな協力を求めていくべき。

<その他>

- 市民の定義から少し外れるが、区が現在は公式に位置づけられていないため、条例の中に盛り込んでいく必要がある。

2. 市民の権利・責務

市民が有している権利・義務については、日本国憲法や地方自治法によって既に保障されているものであるが、他都市の事例を見ると啓発や自戒の意味を込めて、権利と責務とを強調している。本市の現状を踏まえて、どのような権利・責務を強調すべきかについての検討を行った。

(他都市の例)

【権利】まちづくり(政治)に参加する権利(ニセコ・杉並区・宝塚市など)

【責務】まちづくりの主体であること(ニセコ町、箕面市、生野町)

【権利】政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利(会津坂下町)

【責務】自らできること、なすべきことを考え、行動する(会津坂下町、菊池市)

【権利】行政サービスを等しく受ける権利(吉川町、杉並区)

【責務】行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たす(杉並区)

ワークショップで出た意見

<小諸の住民を念頭に置いて考えるべき>

- 小諸市に住んでいる人たち、集まる人たちが気持ちよく過ごしていけるように、自治基本条例を作るのだから、それを念頭に入れて、市民の権利・責務を明らかにすべきだ。

<権利と責務をセットで記載すべき>

- 権利と責務を条例に盛り込むことに賛成。まちづくりに参加してきたが、多くの場合、市民が言いつばなしで終わり、権利の行使ばかりが目立つ。発言に対して責任を持つとか行動を伴うなどの責務の部分を盛り込むことに意味があると思う。

<市民の責務と、行政・議会の責務をあわせて考えるべき>

- 市民の責務を決めるためには、行政の責務、議会の責務についても明らかにする必要がある。いずれかの主体が一方向的に決めるようなものではない。

<若者の自覚を促すものにしたい>

- 自治の意識や行動は、若い世代ほど浸透していないように感じており、このことに危機感を持っている。市民の権利や責務について記載するのであれば、「若者の責務」のように見出しをつけるなどして、若者の自覚を促すような強調をするべきである。

3. 参加の権利・責務

市民の権利・責務のうち、意思決定やそのための意見交換を行う市民参加の場面（市民による政策の企画・評価などの政策形成過程への関与の場面）に絞って、どのような権利・責務を記述すべきかについて検討を行った。

（他都市の例）

【参加の権利】参加にあたっては、

- ・互いに平等である（ニセコ町、柏崎市など）
- ・町の不当な関与を受けないこと（ニセコ町、甲良町）
- ・差別的扱いを受けないこと（ニセコ町、柏崎市など）

【参加の責務】

- 自らの発言と行動に責任を持つ（ニセコ町、清瀬市）
- 自らできること、なすべきことは自ら解決する（菊池市、会津坂下町）
- 互いの活動を尊重する（伊丹市、多摩市）

ワークショップで出た意見

< ルールの具体化 >

- 参加の際の責務、つまり責任の果たし方について、具体的にどうすれば責任を果たしたことになるのか不明確である。例えば、反対の意思がある人が声高に反対という意見を表明することは責務を果たしたことになるのか。“発言に責任を持つ”というのが他都市の条例には含まれているが、発言の根拠を示すことやより良い結論に到達するために誠意を持って議論することなどのように、もっと具体的に議論のルールを示さないと抽象的でわからないのではないか。
- 参加のルールなどが具体的に示されていると議論がしやすかった。他の自治体のいい事例を示して欲しい。それを見ながら議論したい。
- こうしたルールをつくったところで現実の市民参加の会議の場面で有効に使われなければ意味がない。実用的なものをつくるべきである。

< お手本不在 >

- 参加の際の責務を考える上で、本来は国会がそのお手本になるはずであるが、あまりよい見本になっていないと感じる。そうになると、市議会に範を求めたいが、本会議では意見を戦わせていないため、あまり参考にならない。